

奥州市担い手通信

奥州市農業再生協議会発行

令和8年度 第2号 令和8年7月31日発行

今年度第2号となる担い手通信をお届けします。どうぞよろしくお願いいたします。

農業用機械導入・施設整備の補助事業を活用したい方はご相談ください

令和9年度に農業用機械（トラクターや田植機等）の導入、農業施設（園芸用ハウス、畜舎等）の整備をしようとしており、国・県で行っている補助事業を活用したいと考えている経営体の方は、8月19日（水）から9月4日（金）まで【厳守】の間に農政課へ来庁のうえご相談ください。

なお、担当者が現場作業等により不在の場合もありますので、ご相談に来られる際には、必ず事前に下記問い合わせ先までご連絡をいただき、相談予約をしていただきますようお願いいたします。

【相談時に必要な書類】

- ・導入予定の機械や施設の見積書、カタログ
- ・直近の農業所得が確認できる申告書や決算報告書

○補助率や補助金の上限、対象者や対象となる機械、補助の要件等は補助事業によって異なります。

○それぞれの事業で設定する成果目標の達成状況確認のため、毎年農政課に報告が必要となります。また、目標が未達成となった場合には、改善計画の作成が必要となることがあります。

○汎用性が高いものや、現在使用している機械の単純更新は補助事業の対象外です。

○事業により導入する機械等は、原則として補助事業を実施する年度内に納品となる必要があります。令和9年度に事業を利用する場合、事業スケジュールや導入する機械等の内容により、令和9年度の作業利用には間に合わないことがあります。

○お問い合わせ先

【水田・園芸に関すること】 奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583 【直通】

【畜産に関すること】 奥州市農林部農政課畜産係 TEL 34-1581 【直通】

【追加募集】スマート農業機械等導入と ドローン講習費用を補助します

主食用米の作付面積拡大に使用するスマート農業機械等の導入とドローン講習等に係る一部費用の支援を業います。

① 奥州市主食用米作付農家スマート農業機械等導入支援事業

1 交付対象者

次のいずれも満たす個人、法人又は集落営農組織が対象です。

- ・地域計画の目標地図に位置づけられる方及び集落営農組織
- ・奥州市内に住所を有する個人、主たる事業所を有する法人・集落営農組織
- ・市税滞納がない方

2 対象作物

主食用米（主食用米（種子）、輸出用米、加工用米、備蓄用米を含む）

3 主な交付要件

- ・事業実施年度の翌々年度を目標年度とする事業実施計画等の作成
- ・目標年度の主食用米作付面積が 10ha 以上であること
- ・主食用米の作付面積を事業実施前年度から目標年度までに 10%以上拡大すること

4 補助対象機械

- ・導入する機械が農林水産省作成『スマート農業技術カタログ』に掲載されているもの又はこれらと同等以上の機能を有すると認められた機械のうち、ラジコン草刈り機、ドローン、環境制御システム、トラクター、田植え機、コンバイン
- ・乾田直播栽培の播種に使用する機械

5 補助率及び補助上限額

事業費総額（税抜）の 3/10 を補助。ただし、1 経営体 100 万円を上限とします。

申請受付期間 令和 8 年 8 月 31 日(月)まで

② 農業用ドローン講習等補助事業（奥州市農業研修事業費補助金交付事業）

1 交付対象者

市内に住所を有する方、就農の時に市内に住所を有する予定の方又は主たる事業所を有する法人のうち、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・認定農業者
- ・3 年以内に認定農業者を目指す農業者
- ・3 年以内に就農を目指す方

2 対象となる主な研修

農業ドローンのオペレーターとして技能認定を取得するために必要な講習等

3 主な交付要件

事業計画書等の必要書類の提出。法人の場合、1 経営体につき 2 件まで申請可能です。

4 補助率及び補助上限額

事業費に必要となる研修費の半額を補助。ただし、1 件につき 30 万円を上限とします。

申請受付期間 令和 8 年 9 月 30 日(水)まで

○市ホームページQRコード 【スマート農業機械導入事業】 【ドローン講習補助事業】



○お問い合わせ先

【①スマート農業機械等導入支援事業】	奥州市農林部農政課農産係	TEL 34-1583 【直通】
【②ドローン講習等補助事業】	奥州市農林部農政課農政係	TEL 34-1582 【直通】

5年水張りルールは 令和8年度が取組最終年度となります！！

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の要件である、令和4年度から実施されている「5年水張りルール」は令和8年度が取組できる最後の年となります。令和9年度以降に取組を報告された場合、取組をしたとみなしませんので、必ず期限内に取組を報告するようにしてください。

■ 5年水張りルールとは

令和4年度から令和8年度まで、計5年間で一度も”水張り”が行われなかったほ場を交付対象外水田とする制度です。”水張り”は原則、水稻を作付する必要がありますが、以下の場合でも水稻を作付したものとみなします。

- ① 1ヶ月以上たん水管理
- ② 連作障害回避の取組（水稻作付が可能なほ場の場合に限る）

■ ① 1ヶ月以上のたん水管理の確認方法

(1) 写真（農業者が撮影）

該当ほ場1筆毎の写真を、たん水管理開始時と終了時の2回撮影してください。また、写真は「氏名、ほ場地名地番、撮影年月日」を記載した紙等が写り込むように撮影してください。

(2) 現地確認（地域農業再生協議会が実施）

たん水管理実施中に協議会で現地を確認しに行き、適切に実施されているかを確認します。そのため、たん水管理を実施する場合は事前に協議会へご連絡ください。

■ ② 連作障害回避の取組について（※令和7・8年度の取組に限る）

(1) 該当となる取組

- ・ 土壌改良資材や有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用
- ・ 土壌に係る薬剤の散布
- ・ 後作緑肥の作付け
- ・ 病虫害抵抗性品種の新規作付
- ・ その他、協議会が認める連作障害回避の取組

(2) 取組の確認方法

取組後、以下の書類を協議会に提出してください

- ・ 作業したことが確認できる書類（作業日誌（任意様式）等）
- ・ 資材の購入伝票

＜取組の報告期限＞

令和9年3月12日まで

○お問い合わせ先

- ・ 東北農政局岩手県拠点 TEL 019-624-1129 ・ 奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583 【直通】
- ・ 岩手ふるさと農業協同組合営農企画課 TEL 41-5208 ・ 岩手江刺農業協同組合営農振興課 TEL 31-1321

水田政策が見直されます

国の水田政策については、令和 7 年 4 月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、令和 9 年度から根本的に見直すこととされており、この度「令和 9 年度からの水田政策の見直し」が取りまとめられました。

取りまとめ内容は、下記アドレス又は QR コードの農林水産省ホームページより、「4. 参加申込方法」の「＜地方説明会資料＞」をご覧ください。

主な内容は次のとおりです。

- 新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方
- 食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性
- コメの生産性向上支援
- 米粉用米・飼料用米に対する特別支援
- 麦・大豆の生産性向上支援
- 飼料作物の生産性向上支援
- 産地交付金の見直し
- 中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し
- 新たな環境直接支払交付金

なお、本件にかかるお問い合わせは、当該ホームページに記載されているお問い合わせ先をお願いいたします。

↓ ホームページアドレス

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/260611.html>



↑

QR コード

○お問い合わせ先 奥州市農林部農政課農産係 TEL 34-1583【直通】

研修受入れ先農家を募集します

市では、以下の 2 つの事業について、研修受入れ先農家の募集を行います。ご希望の方は下記担当までご連絡ください。

① 地域おこし協力隊

奥州市で農業研修を積んだのち、農業で生計を立てていこうとする地域おこし協力隊の農業研修の受入れ先農家を募集します。

② 奥州市アグリバトンプラス事業（第三者継承事業）

農業経営を継承する目的で農業研修を行う者（研修受入農家の 3 親等以内の親族を除く）の受入れ先を募集します。農家の皆さんには、ご自身の農業経営を継承する目的で研修生を受け入れていただきます。

○お問い合わせ先…奥州市農林部農政課農政係 TEL 34-1582【直通】

今後の大雨・台風に備えて

全国的に局地的な大雨による被害が発生しております。管内でも大雨による農作物被害等がいつ発生するか予測はできません。また、梅雨明け後は台風による大雨や強風害も懸念されます。大雨や台風などの被害が予想される場合は、以下を参考に対策を取りましょう。

- 大雨が予想される場合、水田では事前に排水口、暗渠を開放します。野菜ほ場やパイプハウス等施設では、事前に暗渠等の排水対策を行い、ほ場内への浸水を防ぎましょう。
- 強風害が予想される場合、露地野菜・花きにおいては支柱・ネット等をしっかり固定してください。パイプハウスでは、ハウスビニールやネット等の破損個所の補修や、ハウスバンド（マイカー線）が緩んでいないか点検しましょう。
- 大雨や台風の後、ほ場に水がたまった場合は、速やかに排水し、長時間滞水しないようにします。
- 野菜等が浸水・冠水した場合は、状況に応じて殺菌剤を散布し病害を防ぎましょう。なお、草勢が低下した場合には、必要に応じて液肥を薄い濃度で葉面散布等を行い草勢回復を図りましょう。
- ほ場の見回り等は、気象情報を十分に確認し、大雨や強風が治まるまでは行わないでください。
- 作目毎の詳しい技術対策は、岩手県が運営している農業情報のポータルサイト「いわてアグリベンチャーネット」内の農業技術情報に掲載されておりますので、そちらをご覧ください。



○お問い合わせ先…奥州農業改良普及センター TEL 35-6742 / FAX 35-6303

水稻の病虫害防除情報

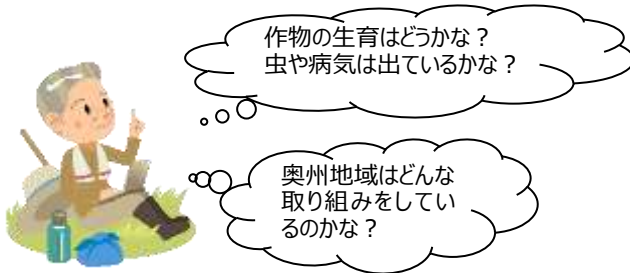
- いもち病の発生量は「並」の予報です（6/26 岩手県病虫害防除所）。
- 斑点米カメムシ類の発生量が「多」となっています（7/28 岩手県病虫害防除所）。
穂揃期1週間後の薬剤防除を徹底しましょう。
詳しくは、次ページに記載の「いわてアグリベンチャーネット」等でご確認ください。

○お問い合わせ先…奥州農業改良普及センター TEL 35-6742 / FAX 35-6303

いわてアグリベンチャーネット

○県では、農業に関する情報を提供するため、インターネット上に「いわてアグリベンチャーネット」を開設し、栽培技術情報（県内主要品目の生育状況や管理のポイント、病虫害発生状況、降雹等気象災害に関する号外等）や農業施策、奥州地域をはじめとした地域の農業関連情報を掲載しています。ぜひ、農作業等の参考にご利用ください。

「メールサービス」にご登録いただくと、新着記事情報が届いて、とても便利です。



←QRコードを読み込むか、
↓以下のリンクや「いわてアグリベンチャーネット」で検索してください。



<https://www.pref.iwate.jp/agri/i-agri/>

○お問い合わせ先

岩手県農業普及技術課農業革新支援担当

【農業技術に関すること】（農業研究センター駐在）TEL 0197-68-4435 / FAX 0197-71-1088

【その他】（県庁）TEL 019-629-5652 / FAX 019-629-5664 / E-Mail AF0005@pref.iwate.jp

農薬は適正に使用しましょう！

○6月1日～8月31日は、「農薬危害防止運動月間」です。

病虫害や雑草への農薬散布が増える時期です。農薬による危害を防ぐため、適正に使用しましょう。

令和8年度は運動テーマを「使用前、周囲よく見て ラベル見て」と設定し、農薬ラベルの表示事項の遵守と周辺の環境への農薬の飛散防止を徹底することなどを重点的に指導します。

農薬を使用する前には、必ずラベルを確認し、使用基準等を遵守しましょう。
農薬を使用した際は、使用履歴の記帳を徹底しましょう。
農薬散布時は、近隣住民・周辺環境に配慮しましょう。
農薬散布準備、作業中・後の事故に注意しましょう。
農薬は適切に保管・管理しましょう。



○お問い合わせ先…奥州農業改良普及センター TEL 35-6742 / FAX 35-6303

農業を始める前に、まずご相談を！

胆江地方ニューファーマー募集

胆江地方ニューファーマーは、先進農家のもとで実践的な研修を行い、就農準備から就農後まで総合的な支援が受けられます。

ご興味のある方は、まずは就農相談窓口にお気軽に御相談ください！

＜応募期間＞ **10月1日(木)～
11月16日(月)**



条件によっては、補助事業の併用もできます。
まずは相談！

＜胆江地方ニューファーマー応募資格＞

以下①～④のすべてに該当する人

①研修を経て奥州市又は金ケ崎町に就農する人

②概ね50歳未満の人

③胆江地方の主要品目で就農する人

＜主要品目＞水稻、ピーマン、きゅうり、
トマト、りんご、りんどう、
肉用牛、酪農

④就農後は農業で生計をたてる意向を有する人

就農相談窓口の日 開設日

毎月第2木曜日*に開催！ 後継ぎや農業を始めたい方等のご相談を！

※2月は第1木曜日

R⁸ 9/10、10/8、11/12、12/10、R⁹ 1/14、2/4、3/11

- ・場所：奥州地区合同庁舎江刺分庁舎 3階 第2会議室
- ・時間：1回目：10:00～ 2回目：13:30～ 3回目：15:00～
- ・申込：相談日の7日前までに普及センターへお申し込みください。

※10/8、12/10、2/4 オンラインによる相談も受付しています。

オンライン相談を御希望の方は、相談日の10日前までに
普及センターへお申し込みください。



詳細はHPをご覧ください↑

新規就農事例・農作業体験研修の開催

先進的な若手野菜経営体における講義と作業体験を通じ、自身の就農後の経営について学ぶことができます。お近くに新規就農希望者の方がいましたら、ぜひお声掛けお願いします！

期 日	時 間	研 修 先	品 目	内 容
10月1日(木)	13:30～ 15:30	阿部 光平さん	ピーマン	研修、作業体験

○お問い合わせ先…奥州農業改良普及センター TEL 35-6742 / FAX 35-6303

新農業人フェア in いわて 開催のお知らせ

岩手県で農業を始めたい方を対象に、令和8年度の第1回新農業人フェア in いわて が開催されます。

就農支援情報の紹介や新規就農された方の事例発表等を内容とする新規就農セミナー、就農や農業体験等の相談ができる個別相談会を同時開催します。

農業に興味のある方、農業を始めたい方は、ぜひ御参加ください。

1 開催日時及び日程：令和8年8月30日（日） 13：00～16：00

スケジュール		
12：30～	受付	
13：00	開会	
(開会后)	1 新規就農セミナー 【13：05～13：40】 (1) 就農支援情報の提供 (2) 新規就農者の事例発表 (3) 農業法人等紹介	2 個別相談会 【13：00～16：00】 (1) 求人及び農業研修（農業法人等） (2) 就農支援及び相談（市町村等）
16：00	閉会	

注）セミナーと個別相談会は、同時開催となります。

2 開催場所

いわて県民情報交流センター「キオクシア アイーナ」 8階 会議室 804
 (〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1)

3 参加経費

入場無料（入退場自由）



↑ 岩手県 HP

○お問い合わせ先

（事務局）岩手県 農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5654 【直通】

※県のホームページのお問い合わせフォームもご利用ください。

農業者等でも利用可能な大区画化等加速化支援事業【区画拡大の助成（令和11年度まで）】が創設されました。

法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組に対し、国が定額で支援する制度が創設されました。助成期間は令和11年度までとなります。

○総事業費の制限や区画拡大の面積要件はありません。

○事業主体は市町村・土地改良区・農業者等です。

○区画拡大は必須要件ですが、併せて整備する暗渠排水等も助成対象となります。

○お問い合わせ先…

・岩手県大区画化等推進協議会 TEL 019-631-3206

・奥州市農林部農地林務課農村整備係 TEL 34-1762 または各土地改良区まで

恒久電気柵の保守点検に係る現地研修会

県南地域鳥獣被害防止現地対策チームでは、恒久電気柵の現地研修会を開催いたします。
興味のある方は、普及センターに参加申込みを提出のうえ、ご参加ください。

- ・日時 令和8年9月2日(水) 10～12時 (受付：9時45分～10時)
- ・場所 伊手8区自治会館 (奥州市江刺字伊手新山47) 雨天決行
- ・内容 「電気柵の効果が十分発揮できる保守点検のポイント」(仮)
 - ・恒久電気柵の特徴
 - ・電気柵の点検ポイント他講師 サージミヤワキ(株) 菊池 恭則 氏
- ・申込：8月20日(木)までに氏名(法人名)・住所・電話番号を、
電話、FAX 又はメールで報告願います(参加無料です)。



メール申込

○お問い合わせ先…奥州農業改良普及センター TEL 35-6741 / FAX 35-6303
/ Email:CE0018@pref.iwate.jp

江刺りんごの繋がるバトンプロジェクト

○胆江地方農林業振興協議会では、後継者不在のりんご生産者の園地を新規就農希望者等へ継承し、りんご産地の維持・発展を図る取り組みとして「江刺りんごの繋がるバトンプロジェクト」を開始しました。

○新規就農者にとっては、りんご栽培は定植から収穫まで数年かかりますが、収穫可能な園地を継承できるため、就農初年度から経営の安定が見込める取り組みです。

○興味がある方は、まずは「江刺りんご農作業体験会」にご参加ください。

- ・日時 第3回 9月2日(水)、第4回 9月30日(水) 各回13:30～15:30
- ・場所 マルタカリんご農園 (集合場所 江刺愛宕地区センター)
- ・内容 (1) りんごの栽培管理(葉摘み、玉回し、収穫のいずれか)
(2) 園地マッチングの概要説明

岩手県HP



体験会チラシ



申込フォーム



各回の5日前までにお申し込みください

○お問い合わせ先…奥州農業改良普及センター TEL 35-6742 / FAX 35-6303

家畜排せつ物法施行状況等調査を行います

農林水産省から調査依頼があり、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）の施行状況等を把握するため、畜産農家への現地確認を行います。

立ち会いは不要ですが、調査員が敷地内にて堆肥舎等を確認しますので御了承ください。日程等詳細については、後日個別に通知いたします。

- | | |
|--------------|--|
| 1 調査実施期間 | 令和8年8月～12月 |
| 2 1戸当たりの所要時間 | 15～30分程度 |
| 3 調査対象農家 | ①牛を10頭以上飼養している
②豚を100頭以上飼養している
③鶏を2,000羽以上飼養している
④馬を10頭以上飼養している |
| 4 調査内容 | 管理基準※に従い、家畜排せつ物を適切に管理しているか。
※管理基準：家畜排せつ物法施行規則 第1条第1項に定められたもの
<主な調査内容>
①堆肥舎など適切な管理施設を有しているか
②家畜排せつ物を管理施設において管理しているか
③家畜排せつ物の発生量等を記録しているか |
| 5 調査員 | 県、市及び農業協同組合の職員 |

○お問い合わせ・連絡先

県南広域振興局農政部 畜産振興チーム TEL：0197-22-2842 / FAX:0197-22-6194

●お問い合わせ先

奥州市農林部農政課	担当（水田）：阿部、千田	【直通】TEL 34-1583
【代表】TEL 24-2111	担当（担い手）：菊池、澤田	【直通】TEL 34-1582

●奥州市農業再生協議会の主な構成団体（お問い合わせ先）

奥州市農林部	TEL 24-2111	FAX 24-1992
奥州市農業委員会	TEL 24-2111	FAX 24-1992
県南広域振興局農政部	TEL 22-2841	FAX 22-6194
奥州農業改良普及センター	TEL 35-6741	FAX 35-6303
岩手ふるさと農業協同組合	TEL 41-5208	FAX 41-5209
岩手江刺農業協同組合	TEL 31-1321	FAX 35-0210
胆江地方土地改良区理事長協議会	TEL 31-1055	FAX 31-1058
胆沢平野土地改良区	TEL 24-0171	FAX 24-0174
江刺猿ヶ石土地改良区	TEL 31-1055	FAX 31-1058
北上川東部土地改良区	TEL 56-3648	FAX 56-3648
衣川土地改良区	TEL 52-3333	FAX 52-3618
岩手県農業共済組合県南基幹センター	TEL 25-6631	FAX 22-3256